（人事院規則一五―一四の一部改正）

第十二条　人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（宿日直勤務）	（宿日直勤務）
第十三条　勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。	**第十三条**　勤務時間法第十三条第一項の人事院規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　次に掲げる当直勤務	三　次に掲げる当直勤務
イ～ヌ　（略）	イ～ヌ　（略）
ル　次に掲げる業務に関する情報連絡等のための当直勤務	ル　次に掲げる業務に関する情報連絡等のための当直勤務
(1)　（略）	(1)　（略）
(2)　内閣府本府、金融庁、防災庁、消防庁本庁、経済産業省本省、首都圏臨海防災センター又は近畿圏臨海防災センターにおける災害発生に係る緊急業務	(2)　内閣府本府、金融庁、消防庁本庁、経済産業省本省、首都圏臨海防災センター又は近畿圏臨海防災センターにおける災害発生に係る緊急業務
(3)～(6)　（略）	(3)～(6)　（略）
2　（略）	2　（略）

（人事院規則一六―〇の一部改正）

第十三条　人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
別表第二（第五条関係）	**別表第二**（第五条関係）
一　内閣府（内閣官房、内閣法制局その他の法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（第八号及び第九号に掲げる機関を除く。）を含み、次号から第七号までに掲げる機関を除く。）	一　内閣府（内閣官房、内閣法制局その他の法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（第八号に掲げる機関を除く。）を含み、次号から第七号までに掲げる機関を除く。）
二～八　（略）	二～八　（略）
九　防災庁	（新設）
十～十七　（略）	九～十六　（略）
十八　農林水産省（次号及び第二十号に掲げる機関を除く。）	十七　農林水産省（次号及び第十九号に掲げる機関を除く。）
十九～二十二　（略）	十八～二十一　（略）
二十三　国土交通省（次号及び第二十五号に掲げる機関を除く。）	二十二　国土交通省（次号及び第二十四号に掲げる機関を除く。）
二十四～二十九　（略）	二十三～二十八　（略）

（人事院規則二一―〇の一部改正）

第十四条　人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（定義）	（定義）
第二条　（略）	**第二条**　（略）
2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
一　所管関係　国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁、防災庁及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は行政執行法人であって民間企業に対する官民人事交流法第五条第一項第一号に規定する処分等（以下単に「処分等」という。）で裁量の余地が少ない処分等又は軽微な処分等として人事院の定めるもの以外の処分等（第十二条及び第二十七条第二項において「特定処分等」という。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との関係をいう。	一　所管関係　国の機関（会計検査院、内閣、人事院、内閣府、デジタル庁及び各省並びに宮内庁及び各外局をいう。以下同じ。）若しくは当該国の機関に置かれる部局等又は行政執行法人であって民間企業に対する官民人事交流法第五条第一項第一号に規定する処分等（以下単に「処分等」という。）で裁量の余地が少ない処分等又は軽微な処分等として人事院の定めるもの以外の処分等（第十二条及び第二十七条第二項において「特定処分等」という。）に関する事務を所掌するものと当該民間企業との関係をいう。